並 崎 市 商 工 会 令和 2 年度小規模事業者持続的発展支援補助金 募 集 開 始

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し 30万円を上限に補助(補助率:1/2)する制度です。

【対象となる取り組みの例】

- ・販促用PR(チラシの作成・配布、新しくウェブサイトを構築) ・店舗改装
- ・商談会、見本市への出展 ・商品パッケージ(包装)の改良 ・新商品の開発

◆補助対象者

- ・ 韮崎市商工会に加盟する小規模事業者で、事業採択後も継続して商工会による 指導・助言を受けられる事業者
- 経済産業省小規模事業者持続化補助金の補助対象者たる要件を満たしている事業者

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

(平成5年法律第51号)第2条準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

- ・小規模事業者持続化補助金の公募において、全国商工会連合会に応募した事業計画を基に する事業で、韮崎市商工会の支援により計画内容の見直しを行ったもの。
- ・韮崎市商工会が事業計画を認定し、商工会の支援を受けながら実施するもの。
- ・国、山梨県、韮崎市から他の補助金を給付されておらず、今後も受ける予定がないもの。(但し、韮崎市小規模商工業者事業資金利子補給金及び保証料助成金、新型コロナウイルスに 関連する補助金及び給付金を除く)

◆申請書提出期限

◇韮崎市商工会への申請書提出締切

令和2年9月25日(金)

※ 実施要領等の詳細、用紙のお取り寄せは、韮崎市商工会にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先 韮崎市商工会:佐野、遠藤、仲澤

〒407-0024 韮崎市本町1丁目5番25号

電話:0551-22-2204 FAX:0551-22-9500